

改定後	改定前
<p>第2条（カード利用代金の支払区分）</p> <p>1. 本カード利用時の支払区分が1回払いまたは<u>リボ払い</u>の場合、会員規約第30条にかかわらず、当該カードショッピング利用代金については、毎月の締切日（支払期日が10日、6日または8日の場合には前月15日、26日の場合には前月末日、以下同じ）時点において、当該月の利用代金が、本条第2項に基づき本会員が指定した支払いコースの<u>毎月支払額</u>（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は1回払い、当該月の毎月支払額を超えた場合は<u>リボ払い</u>とします。なお、マイ・ペイすりボ会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が1回払いとなる場合があります。</p> <p>2. 本カードの毎月支払額は、会員規約第32条にかかわらず、下記のいずれかとなります。なお、マイ・ペイすりボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス<u>増額分</u>を加算した額を支払う方法とすることができます。</p> <p>(1) 定率コースを指定した場合は、毎月の締切日時点における<u>リボ払い</u>の未決済残高に3%を乗じた額（1円未満切捨て。ただし、3千円に満たない場合は最低支払い元金を3千円または未決済残高のいずれか少ない金額とします）に、本条第4項に定める手数料を加算した額</p> <p>(2) 元金定額コースを指定した場合は、支払いコースを指定したときに指定した金額</p>	<p>第2条（カード利用代金の支払区分）</p> <p>1. 本カード利用時の支払区分が1回払いまたは<u>リボルビング払い</u>の場合、会員規約第30条にかかわらず、当該カードショッピング利用代金については、毎月の締切日（支払期日が10日、6日または8日の場合には前月15日、26日の場合には前月末日、以下同じ）時点において、当該月の利用代金が、本条第2項に基づき本会員が指定した支払いコースの<u>弁済金</u>（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は1回払い、当該<u>弁済金</u>（毎月支払額）を超えた場合は<u>リボルビング払い</u>とします。なお、マイ・ペイすりボ会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が1回払いとなる場合があります。</p> <p>2. 本カードの<u>弁済金</u>（毎月支払額）は、会員規約第32条にかかわらず、下記のいずれかとなります。なお、マイ・ペイすりボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス<u>増額弁済金</u>を加算した額を支払う方法とすることができます。</p> <p>(1) 定率コースを指定した場合は、毎月の締切日時点における<u>リボルビング払い</u>の未決済残高に3%を乗じた額（1円未満切捨て。ただし、3千円に満たない場合は最低支払い元金を3千円または未決済残高のいずれか少ない金額とします）に、本条第4項に定める手数料を加算した額</p>

<p>(5千円または1万円、プラチナカードおよびゴールドカード、プライムゴールドカードの場合は1万円。ただし、当社が適当と認めた場合は2万円以上1万円単位で指定した金額。また、締切日の残高が<u>毎月支払額</u>に満たないときはその金額とします) または当社が適当と認めた金額に本条第4項に定める手数料を加算した額</p> <p>3. 前項に定める毎月支払額は、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、毎月支払額を増額または減額できるものとします。</p> <p>4. 手数料額は下記の方法で算出するものとします。</p> <p>(1) 支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間における<u>リボ払い</u>の未決済残高(付利単位100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分として支払期日に後払いするものとします。</p>	<p>(2) 元金定額コースを指定した場合は、支払いコースを指定したときに指定した金額(5千円または1万円、プラチナカードおよびゴールドカード、プライムゴールドカードの場合は1万円。ただし、当社が適当と認めた場合は2万円以上1万円単位で指定した金額。また、締切日の残高が<u>弁済金</u>に満たないときはその金額とします) または当社が適当と認めた金額に本条第4項に定める手数料を加算した額</p> <p>3. 前項に定める<u>弁済金(毎月支払額)</u>は、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、<u>弁済金(毎月支払額)</u>を増額または減額できるものとします。</p> <p>4. 手数料額は下記の方法で算出するものとします。</p> <p>(1) 支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間における<u>リボルビング払い</u>の未決済残高(付利単位100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分として支払期日に後払いするものとします。</p>
<p>第3条(カード利用代金等の決済方法) (略)</p> <p>2.(2)①<u>リボ払い</u>の未決済残高</p>	<p>第3条(カード利用代金等の決済方法) (略)</p> <p>2.(2)①<u>リボルビング払い</u>の未決済残高</p>
<p>第5条(マイ・ペイすりボの設定) 法令の定め、与信判断等により当社が必要と認め<u>リボ払い</u>利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出により<u>リボ払い</u>利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすりボの設定を<u>取消す場合</u>がございます。</p>	<p>第5条(マイ・ペイすりボの設定) <u>マイ・ペイすりボの設定は、リボルビング払い</u>利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認め<u>リボルビング払い</u>利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出により<u>リボルビング払い</u>利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすりボの設定は<u>取消すもの</u>とします。</p>

<p><お支払い例（定率コースおよび元金定額コース1万円の場合）></p> <p>（略）</p> <p>◆初回（9月26日）お支払い（ご利用残高50,000円）</p> <p>（略）</p> <p>③<u>毎月支払額</u></p> <p>（略）</p> <p>◆第2回（10月26日）お支払い</p> <p>（略）</p> <p>③<u>毎月支払額</u></p> <p>（略）</p>	<p><お支払い例（定率コースおよび元金定額コース1万円の場合）></p> <p>（略）</p> <p>◆初回（9月26日）お支払い（ご利用残高50,000円）</p> <p>（略）</p> <p>③<u>弁済金</u></p> <p>（略）</p> <p>◆第2回（10月26日）お支払い</p> <p>（略）</p> <p>③<u>弁済金</u></p> <p>（略）</p>
--	--